

令和 8 年度

国営造成施設総合水利調整管理事業

石岡台地地区用水計画検討業務

特 別 仕 様 書
(当初)

関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1－1条

令和8年度 国営造成施設総合水利調整管理事業 石岡台地地区用水計画検討業務（以下「本業務」という。）は、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記事項及び追加事項は、この特別仕様書（案）によるものとする。

(目 的)

第1－2条

本業務は、石岡台地地区の受益面積、用水諸元等の整理を行い、用水計画の検討及び水収支計算の試算を実施するものである。

(場 所)

第1－3条

本業務において対象とする場所は、茨城県石岡市ほか6市町地内で別添施行位置図に示すとおりである。

(業務概要)

第1－4条

各地区の概要は次のとおりである。

【地区概要】

事業工期 昭和45年度～平成元年度

受益面積 7,405ha（水田4,176ha、畑3,229ha）

取水施設 第1揚水機場（φ700×2台、φ1,200×2台）

関係河川 一級河川利根川水系霞ヶ浦（水源：霞ヶ浦）

(一般事項)

第1－5条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1－6条

管理技術者は、共通仕様書第1－6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
博士	当該業務に関連する学術部門	

シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	
-------------------	------	--

(照査技術者)

第 1－7 条

- (1) 照査技術者は、共通仕様書第 1－7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
博士	当該業務に関連する学術部門	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

- (2) 共通仕様書第 1－7 条第 4 項でいう、監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする。

- 1) 業務計画作成段階
- 2) 用水計画の検討に係る作業着手段階
- 3) 報告書作成段階
- 4) その他、照査計画作成時において監督職員が指示した場合

- (3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第 1－8 条

担当技術者は共通仕様書第 1－8 条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第 1－9 条

共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険加入)

第 1－10 条

受注者は、共通仕様書第 1－37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

(業務スライドの試行)

第 1－1 1 条

- 1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて（試行）」（令和 7 年 1 2 月 1 7 日付け 7 農振第 2 1 6 7 号農村振興局整備部設計課長通知）に基づく試行業務である。
- 2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から 1 2 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適當となったと認められたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- 3) 発注者又は受注者は、2) の規定による請求があったときは、変動前残業務費（業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務費の 1 0 0 0 分の 1 5 を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
- 4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 5) 2) の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、2) 中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
- 6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、2) ～ 5) の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
- 7) 6) の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 1 4 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8) 4) 及び 7) の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が 2) 、6) の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 9) 業務スライドの試行に係る運用については、1) に記載の通知に基づくものとする。

第 2 章 作業条件

(適用する図書)

第 2－1 条

作業の基本事項に関しては「土地改良事業計画設計基準」を優先して適用する。他の図書を適用する場合には監督職員の指示を受けるものとする。なお、業務の期間内において適用する図書に改訂があった場合は、監督職員と協議するものとする。

(貸与資料)

第 2－2 条

貸与資料は下記のとおりとし、これ以外にも必要な資料があるときは監督職員と協議するものとする。

資 料 名	数 量	備 考
平成 25 年度 国営造成施設水利管理事業 石岡台地地区用水計画検討業務	1 式	
平成 27 年度 完了フォローアップ調査 石岡台地地区注水口調査業務	1 式	
令和 4 年度 国営造成施設水利管理事業 石岡台地他河川協議資料収集等業務	1 式	
令和 7 年度 広域農業基盤整備管理調査 用水計画検討その他業務（新利根川沿岸ほか）	1 式	
石岡台地地区水利使用協議図書（現行水利使用）	1 式	
事業誌 石岡台地	1 部	

（貸与資料の取扱い）

第 2－3 条

第 2－2 条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- （１）貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- （２）貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。
- （３）その他に必要な資料については、監督職員と協議するものとする。

第 3 章 作業内容

（作業項目及び数量）

第 3－1 条

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別紙「作業項目内訳表」に示すものとする。

作 業 項 目（設計業務）	数 量	備 考
1. 準備作業	1 式	
1-1. 資料収集	1 式	
1-2. 現地調査	1 式	
2. 用水計画の補足検討	1 式	
2-1. 受益面積の整理	1 式	
2-2. 用水諸元の整理	1 式	
2-3. 注水口の説明資料の作成	1 式	
2-4. 計画用水量の算定	1 式	
3. 照査	1 式	
4. 点検とりまとめ	1 式	

（作業の留意点）

第 3－2 条

本業務における作業は、次の事項を留意するものとする。

- （１）第 2－1 条、第 2－2 条及び共通仕様書に示す適用する図書、貸与資料並びに受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- （２）電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督

職員へ説明するものとする。

(3) 計算等のパソコン出力結果を手計算によりチェックし、また、使用した公式・値等について詳細に説明するものとする。

(4) 現地調査に当たっては、監督職員及び関係機関と連絡調整を密に行い、安全かつ効率的に実施出来るように配慮しなければならない。

(技術提案の履行)

第3-3条

技術提案書における技術提案内容については、共通仕様書第1-11条に示す業務計画書に反映のうえ作成し、監督職員の承諾を得るものとする。また、技術提案内容の履行確認にあつては、業務完了時までには履行が確認できる資料を監督職員に提出するものとする。

なお、技術提案書を業務計画書に添付しないこと。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条

(1) 打合せ時期

共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。
また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回	作業着手の段階
第2回	中間打合せ（受益面積の整理段階）
第3回	中間打合せ（計画用水量の算定段階）
第4回	中間打合せ（計画用水量の取りまとめ段階）
最終回	報告書作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

(2) 打合せ場所 WEB 会議（オンライン）による。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条

成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

1) 成果物の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R） 正副2部

このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）により別途1部を提出するものとする。

2) 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。

3) その他監督職員が指示するもの1式

(成果物の提出先)

第5-2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

千葉県柏市根戸 471-65

関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6－1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第3－1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (2) 第4－1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (3) 第5－1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (4) 履行期間の変更が生じた場合。
- (5) 関係機関等対外的協議により業務計画等に変更が生じた場合。
- (6) 旅費交通費における宿泊費が確定した場合。
- (7) その他重要な変更が生じた場合。

第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7－1条

この特別仕様書(案)に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

(別紙)

作業項目内訳表

作業項目	作業内容	数量
1. 準備作業		
1-1. 資料収集	本業務の実施に当たり必要な既存資料の収集及び貸与資料の内容の把握を行う。	1 式
1-2. 現地調査	本業務の実施に当たり必要な現地調査を行う。	1 式
2. 用水計画の補足検討		
2-1. 受益面積の整理	監督職員から提供した受益面積を確認し、土壌タイプ別に受益面積を整理する。	1 式
2-2. 用水諸元の整理	令和 7 年度に調査した水田及び畑の営農状況を基に、用水諸元を整理する。	1 式
2-3. 注水口の説明資料の作成	水利使用規則に位置付けられている、注水口に係る、分水工から注水口までの用排水系統図を作成する。	1 式
2-4. 計画用水量の算定	上記で整理した用水諸元に基づき必要水量の算定を行う。 なお、必要水量算定のプログラムについては、既存のプログラムを使用する。 また、プログラムの改造が必要な場合は監督職員と協議する。	1 式
3. 照査	照査計画に基づき、業務の節目ごとに照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	1 式
4. 点検とりまとめ	上記の各項目の点検・とりまとめ及び報告書の作成を行う。	1 式